

高齢者のスマホトラブル にご注意！

ガラケーからスマホへ変更するときは、詳しい家族や知人に同行してもらい、使い方や契約内容をよく確認するなどしましょう

問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53・2111 (内線2233、2234)



事例

使用している携帯電話（ガラケー）の電池パックを交換しに携帯電話ショップへ行った。スマホに変更するつもりはなかったが、店員に「今より毎月の携帯電話料金が3千円安くなる」と言われ、スマホの契約をした。さらに、タブレットも勧められ新機種に変更した。しかし、スマホは電話に出る方法が分からず、新しいタブレットも機種が違いため電源の入れ方が分からず使っていない。返品したいができないと言われた。



○初期契約解除制度により契約の解除ができる場合があります。

○タブレット端末や光回線、不要なおプションを勧められることもあります。自分にとって必要のないオプションなどは、はっきり断ることが大切です。初回は無料でも、翌月から課金されてしまうサービスは注意が必要です。解約のタイミングや方法が分からずにいると、そのまま料金を払い続けることとなります。

○事前にスマホ教室などを利用して操作方法を確認しておくのもよいでしょう。

○携帯電話を契約するときは、普段の自分の使い方に合った機種であるかをよく確認し、できるだけ周りの人に相談しましょう。また、操作方法に不安な点があるときは、店員に確認し、理解してから契約しましょう。

ひとつごと助言



消費者ホットライン188
イメージキャラクター

一人で悩まず、まずは相談！
困ったときは、消費者ホットライン
「いやや」（局番なしの188）までお電話ください。

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わずご相談ください

村上市消費生活センター ☎53-2111 (内線2233、2234) FAX53-2541
※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課
神林支所地域振興課

☎62-3103
☎66-6112

朝日支所地域振興課
山北支所地域振興課

☎72-6885
☎77-3112